

別紙

諮問第731号

答 申

1 審査会の結論

「保護取扱簿」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が平成29年〇月〇日から、同年〇月〇日までの間〇〇警察署の〇〇に関する保護取扱簿」の開示請求に対し、警視総監が平成30年11月14日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年6月25日に審査会に諮問された。

審査会は、令和元年12月5日に実施機関から理由説明書を、令和2年2月25日に審査請求人から意見書を收受し、同年7月13日（第142回第三部会）及び同年8月28日（第143回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 保護取扱簿について

警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）3条1項は、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して次の各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を発見したときは、取りあえず警察署、病院、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない」と規定しており、同項1号では、「精神錯乱又は泥酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある者」を要保護者として規定している。

また、警視庁保護取扱規程（昭和34年訓令甲第6号）10条において、要保護者を保護したときは、保護取扱簿を作成し、その状況を明らかにしておかなければならない旨を定めている。

イ 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「私が平成29年〇月〇日から、同年〇月〇日までの間〇〇警察署の〇〇に関する保護取扱簿」の開示請求を受けて、実施機関が審査請求人の保有個人情報であると特定した保護取扱簿（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、「課長代理」欄、「係長」欄、「取扱者」欄、「照会者」欄及び「発見者」欄において、管理職を除く警察職員の氏名及び印影（以下「本件非開示情報」という。）を条例16条2号及び4号に該当するとして、当該部分をそれぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

本件非開示情報について、審査請求人は審査請求書及び意見書において、管理職である職員の氏名等を公開し、その他管理職でない職員の氏名等を公開しないということは、警察が勝手に決めた慣行で、国民にとっては同じ警察官なのであり、実際に関わった人ではないと事実はわからないにも関わらず、担当者が最後まで対応をせず、事実を隠すようなことをするのは公序良俗に反する行為であり、条例16条2号に該当しない旨主張する。

これに対し、実施機関では、本件非開示情報1はいずれも管理職でない警察職

員の氏名及び印影であり、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の管理職でない警察職員については慣行として公にしている。そのため、本件非開示情報1は同号ただし書イに規定する開示すべき情報には該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハに規定する開示すべき情報のいずれにも該当しないと説明する。

審査会が見分をしたところ、本件非開示情報には、警察職員の氏名及び印影が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書の該当性について検討したところ、本件非開示情報については、いずれも慣行として公にされている管理職でない警察職員の氏名及び印影であるから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しない。

以上のことから、本件非開示情報は条例16条2号に該当し、同条4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明